

令和6年度

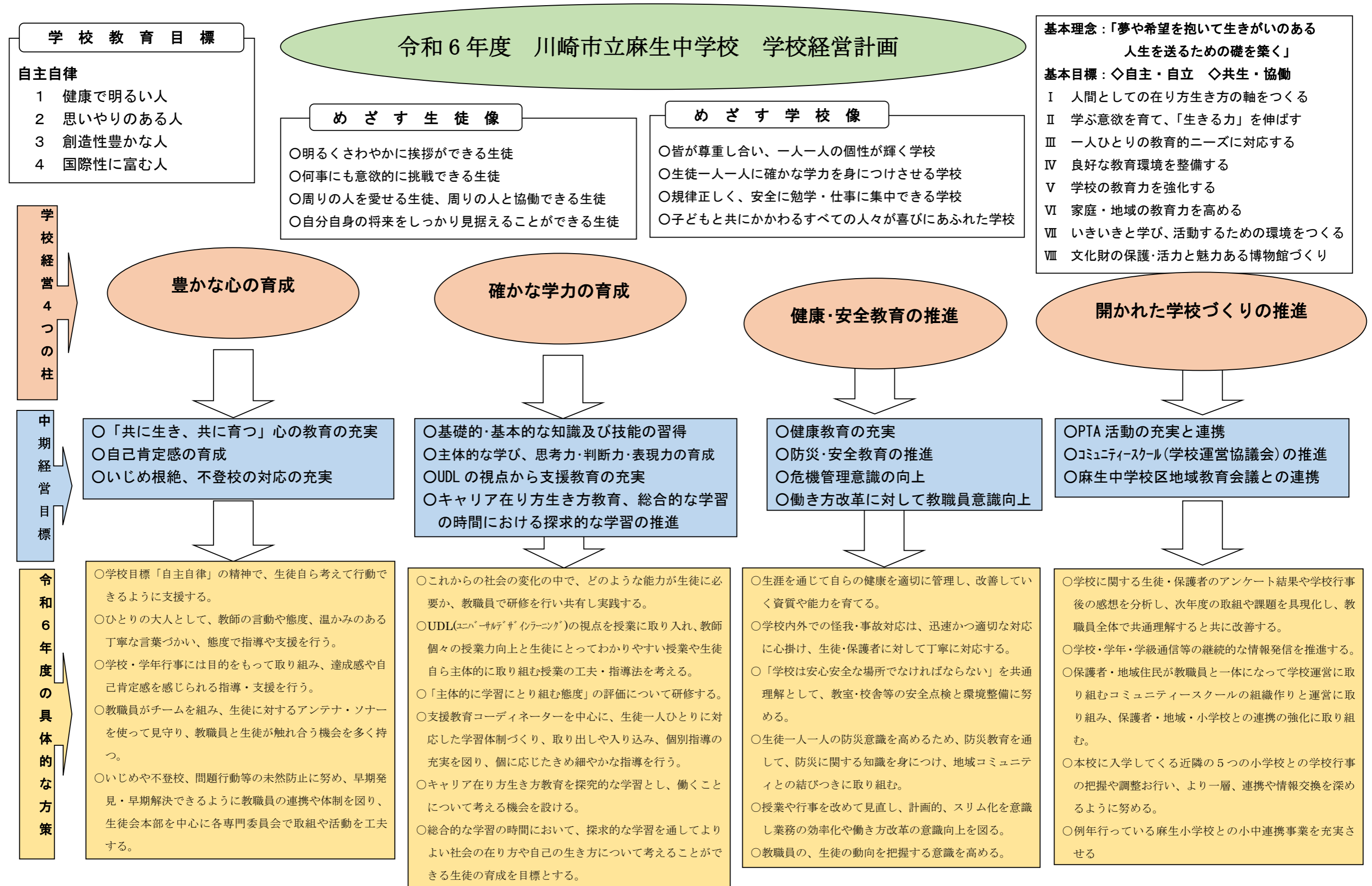
学校いじめ防止基本方針

川崎市立麻生中学校

川崎市立麻生中学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

川崎教育プラン「第3期実施計画」



2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくりや、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒に「いつでも相談できる」気持ちを持たせ、相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート等の実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的に行い（いじめを認知した場合には状況に応じて）行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネータ等と当該事案の関わりのある教職員で構成された、校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制を決定し、解決に向けた支援・指導を行い保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

- ① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - 生徒が自殺を企図した場合、
 - 身体に重大な障害を負った場合、
 - 金品等に重大な被害を被った場合、
 - 精神性な疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

- ② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

令和6年度 麻生中いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認。役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめ防止、早期発見・早期対応方法についての研修 ・いじめに関する報告書の作成について ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・第1回効果測定実施にむけた内容の検討・実施 ・効果測定集約について ・部活動ガイダンス ・教育相談期間の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・効果測定の結果をうけての対応について 【生徒指導点検強化月間】 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校生活アンケート実施にむけた内容の検討・実施 ・携帯・スマートホン教室実施 ・いじめ暴力防止標語の募集（生活委員会）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・学校生活アンケート結果をうけての対応について ・いじめ暴力防止ポスターの制作（生活委員会） ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・共生＊共育プログラム職員研修 ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・長期休業終了後生活調査 ・第2回学校生活アンケート実施にむけた内容の検討・実施 ・学校生活アンケート集計結果からのいじめ防止対策に関する研修 ・学校生活アンケート集約について ・教育相談期間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・学校生活アンケート結果をうけての対応について

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育実施 1年 川崎市子どもの権利条例 2年 性の多様性プログラム 3年 川崎市差別のない人権尊重の町づくり条例 ・第2回効果測定実施にむけた内容の検討・実施
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・効果測定の結果をうけての対応について ・学校評価アンケートの実施 ・進路教育相談の実施（3年のみ）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・長期休業終了後生活調査 ・教育相談の実施
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・人権尊重教育についての研修 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の情報報告と指導経過・今後の方針についての確認（いじめ防止対策委員会） ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎麻生中のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

- ・生徒会
 - ・生徒朝会の実施（月1回）
 - ・小中交流事業（運動会5月・体育祭5月）
 - 競技交流（運動会 中学生の長縄跳び参加／体育祭 児童玉入れ参加）
 - 私服のリサイクルボランティア（仮）（古着を寄付し、カンボジア地雷、ラオスの不発弾撤去に対する支援金）
- ・生活委員会 いじめ暴力防止キャンペーン（6月～9月）
 - いじめ・暴力防止にむけたスローガンの募集（6月）
 - ポスター作成（7～8月）ポスター掲示（9月～11月）
 - あいさつ運動（毎日）
- ・福祉委員会 赤い羽根募金
 - 私服のリサイクルボランティア（仮）（古着を寄付し、カンボジア地雷、ラオスの不発弾撤去に対する支援金）など

保護者の取組

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・代表委員会での情報交換